

第2次国分寺市男女平等推進行動計画（案）に対するパブリック・コメントの結果について

意見の募集期間：平成28年12月12日（月）
から平成29年1月10日（火）

※「反映状況」の表記について

有：計画に反映する意見

無：計画に反映しない意見

済：計画案に記載済みの意見

意見をお寄せいただいた方の数
（個人0 団体2）
いただいた意見の件数 5件
計画に反映する意見の件数 0件
計画案に記載済みの意見の件数 1件

No.	項目	いただいた意見の概要	市の考え方	反映状況
1	「課題2 施策6 生涯にわたる健康支援」	<p>「施策6 生涯にわたる健康支援」に関連して 健康寿命を延ばし、重症化予防、要介護の減少のため、健康の基本として、非喫煙者を受動喫煙の危害から守る課題の重点施策をお願いします。</p> <p>女性の喫煙及び受動喫煙によって、著しい健康被害が生じるため、女性を喫煙及び受動喫煙から守ることを強調していただきたいです。</p> <p>条例制定あるいは勧奨により、全面禁煙ルールを確立して、順次広げていくことが必要です。</p> <p>市民は、受動喫煙の危害リスクのある施設及び喫煙所に、子ども・未成年者・妊産婦を同伴し立ち入らせてはならない旨の義務付けをする。かつ、施設管理者にも同様の義務付けをする、又は、勧奨する。</p> <p>喫煙・受動喫煙の危害対策は、男女の喫煙率を低減させていく上で極めて有効で、住民の健康支援となり、健康寿命の延伸、要介護の減少に大きく寄与することでしょう。</p> <p>特に若い女性の痩身傾向は不健康であることも周知し、減少させることは重要ですので、お願いします。</p>	<p>「国分寺市健康増進計画 実施計画」に基づき、両親学級の中で妊娠中の喫煙や副流煙による胎児への影響について情報提供を行い、受動喫煙の危害について理解を深めていただいております。</p> <p>この他にも、市報・ホームページを活用し、喫煙リスク、禁煙を成功させるのに有効な禁煙外来の案内等の情報を継続的に提供していきます。</p>	無
2	「課題3 施策3 男女平等事例の見える化」	<p>「No.30 男女平等社会の事例明示」について 「男女平等推進に関する様々なデータ等を活用します」とありますが、活用してどうしていくのかがわからないので、事業名との関連を明記してください。</p>	<p>データ等を活用して、No.30の事業内容に記載の「どのような状態が男女平等なのか」を示し、事業名に記載の「男女平等社会の事例明示」をし、事業が配置されている「施策3 男女平等事例の見える化」を図るものです。</p>	済

No.	項目	いただいた意見の概要	市の考え方	反映状況
3	「課題3 施策4 たがいの性を理解し尊重する意識の醸成」	「No.32 たがいの性を理解し、尊重するための学習機会の提供」について 「学校教育の場において、人権尊重の視点に立ち、性について正しい理解を得るための授業を行います」とありますが、性的少数者に関する表記一つをとっても変化しつつあるので、最新の状態について授業できるような講師の選定をしてください。	学習指導要領に示された性に関する学習指導をはじめとして、関連するあらゆる学習活動を通して各学校における指導内容・方法の工夫をしてきました。今後も継続して取り組みます。	無
4	「課題4 施策1 学校における人権・男女平等教育の充実」	「No.36 教職員への男女平等教育研修の実施」について 教職員が男女平等・人権尊重の意識をしっかりと持ち学校生活の中で実践できるように、実効性のある研修を実施してください。	人権教育に基づく男女平等教育の適正な実施と、各学校における研修の充実により、男女平等推進に取り組んできました。今後も継続して取り組みます。	無
5	「課題4 施策1 学校における人権・男女平等教育の充実」	「No.37 児童・生徒・教職員への男女平等意識の啓発」について 啓発＝資料提供にとどまるのではなく、提供した後の活用についても工夫してください。	学校での活用をしやすいするため、わかりやすく読みやすい資料を作るなど資料作成の時点から工夫をし、事業No.34・35・36の取組での活用を図ります。	無